公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分手続の概要

令和8年3月通知

適正化法第22条

国庫補助を受けて整備した建物等を財産処分する場合には、文部科学大臣の「承認」が必要

政令告示

期間

処分制限期間内

経過後

財産処分内容

通知

有償

貸与・譲渡等

- 国庫補助事業完了後10年未満
- 国庫補助事業完了後10年以上経過

無償

転用・貸与・譲渡・取壊し

国庫補助事業完了後10年未満

- 右記以外での転用・貸与・譲渡・取壊し
- 耐震補強事業、大規模改造事業（法令等に適合させるための工事に限る。）、防災機能強化事業（法令等に適合させるための工事及び建築非構造部材の耐震対策工事に限る。）
- 大規模改造事業、空調設備整備事業、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業、GIGAスクール構想支援体制整備事業（学校の通信ネットワーク速度の改善に限る。）、防災機能強化事業、太陽光発電等導入事業
  ※国庫補助事業完了後10年以上経過した建物の財産処分と併行して行う場合に限る。
  （国庫補助事業完了後5年以内に取壊し又は改築を行うなど、著しく適正を欠くものを除く。）
- 市町村合併計画に基づく場合

国庫補助事業完了後10年以上経過

- ・災害等により全壊等した建物等の取壊し及び廃棄
- ・保健衛生等において不適当な学校給食施設の建物の取壊し
- ・単独で改築する建物の取壊し
- ・教職員住宅の無償による転用
- ・教職員住宅の教職員以外の者への貸付け
- ・認定こども園等に係る幼稚園の財産処分（新制度対応）
- ・特別支援学校、不登校児童生徒に対しその実態に配慮して特別に編成された教育課程に基づく教育を行う学校又は学齢を経過した者に対し夜間その他特別な時間において義務教育の段階における普通教育に相当する教育を行う学校の用に供するための建物等の転用並びに無償による貸与・譲渡

他

文部科学大臣が特に認める場合

交付決定事項

- 危険建物又は危険建物に準ずる建物の取壊しに係る財産処分で、当該建物の改築事業等の交付決定があった場合
- 建物の取壊しに係る財産処分で、津波移転改築に係る交付決定があった場合
- 建物の取壊しに係る財産処分で、長寿命化改良事業に係る交付決定があった場合
- LAN等の取壊しであって、ネットワーク環境の改善を図るための機器の入れ替えを行う大規模改造事業又はGIGAスクール構想支援体制整備事業（学校の通信ネットワーク速度の改善に限る。）に係る交付決定があった場合

他

※ 国庫補助事業完了後5年以内の大規模改造事業、空調設備整備事業、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業、GIGAスクール構想支援体制整備事業（学校の通信ネットワーク速度の改善に限る。）、防災機能強化事業又は太陽光発電等導入事業の取壊し又は改築を行う場合を除く。

- 内閣総理大臣による地域再生計画の認定を受けた場合
- 廃校施設等の改変を行わない一時的な転用又は貸与であり かつ公益に資する用に供する場合
- 過去の財産処分に伴い、補助金等の全部に相当する金額の国庫納付が済んでいる場合

「処分制限期間」を経過した場合

通知の摘要	地方公共団体の手続	承認の条件等 国庫納付金	承認の条件等 基金積立
4（2）	承認申請	有	
4（1）②	承認申請	無	国庫納付金相当額以上の基金積立
4（2）	承認申請	有	
4（1）③	承認申請	無	
4（1）④	承認申請	無	
3（1）③	大臣への報告	無	
3（1）①	大臣への報告	無	
別表1	大臣への報告	無	
4（1）⑧	承認申請	無	
3（2）	承認手続不要	無	